

---

# 令和7年度水質測定計画について いただいた御意見等への対応

---

令和7年2月12日  
福島県水・大気環境課

# いただいた御意見への対応

No.	資料番号 頁	いただいた御意見	委員	対 応（県水・大気環境課）
1	資料番号 1-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒトの健康保護の目的においては、水質に加え底質における存在の把握も重要となる。「PFOS及びPFOAの調査地点の案」（資料1-4）において、ご提示の公共用水域（河川及び海域）に加え、底質も測定対象とすべきかご検討いただきたい。</li> </ul>	熊本委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質測定計画は水質汚濁防止法第16条第1項において「都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする」と定められております。</li> <li>このため、水質測定計画の対象は「公共用水域」と「地下水」となっていることから、底質については、今回の本計画においては対象としておりません。</li> <li>「PFOS及びPFOA」については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号）により、「PFOS及びPFOA」が水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけられたことを受け、本計画の測定項目に位置づけ、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視することとしております。</li> <li>なお、御意見いただいた底質の「PFOS及びPFOA」については、本計画とは別に環境省において、化学物質環境実態調査により、国内の水質（公共用水域）、大気及び生物と併せて調査を実施しております。</li> </ul>

# いただいた御意見への対応

No.	資料番号 頁	いただいた御意見	委員	対応（県水・大気環境課）
2	資料番号 1-4	<ul style="list-style-type: none"><li>・本計画は水質汚濁防止法に基づく調査であり、湧水は直接的な測定対象とならないと思われるが、調査対象とすべきかご検討いただきたい。</li><li>・地下水の測定が提示されているが、他県においては湧水で暫定目標値を超過した事例が報告されている（例：2023年11月静岡県浜松市、2024年12月埼玉県さいたま市）。</li></ul>	熊本委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・本計画の調査（公共用水域）の結果、暫定目標値（50ng/L）を超過した場合には、追加調査として湧水も調査の対象になり得ます。</li><li>・なお、例示いただいた事案につきましては、いずれも常時監視として実施した公共用水域（河川）の調査の結果、暫定目標値を超過したため、追加調査として湧水の調査が実施されたものです。</li></ul>